

自家発 Q & A 15

自家発電設備の燃料に関する規制等について

「自家発 Q & A」では自家発電設備の燃料に関する法規制として、これまでに大気汚染防止法による排出ガス規制、建築基準法に基づく用途地域に応じ

た危険物の貯蔵規制を掲載しました。今回はこの燃料の貯蔵、取扱い等について、主に消防法の規制内容について紹介します。

Q 1 工場や事業場等に設置される自家発電設備の燃料は、多くの場合、液体燃料として石油類が使用されます。

この石油類の貯蔵・取扱いに関する規制について教えてください。

A 1 自家発電設備の燃料として石油類を使用する場合、貯蔵又は取扱う燃料の量により、消防法又は各地方自治体の火災予防条例により危険物としての規制を受けます。

Q 2 「危険物としての規制」とは、どのような規制ですか。

A 2 一般に危険物とは、爆発性物質、引火性物質、有毒性物質、放射性物質等の危険性を有している物質を総称して呼ばれています。

その貯蔵、取扱いについては、消防法、高圧ガス保安法又は火薬類取締法等の法律により規制され、安全確保が図られています。

これらの危険性を有する物質のうち、消防法では法別表第一の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じた性質欄に掲げる性状を有するものを「危険物」と定義しています。

危険物の貯蔵・取扱いに関する火災予防上の見地から規制が行われています。

自家発電設備に使用される液体燃料については、表1の第4類（引火性液体）の品名欄に掲げる石油類が危険物に該当するものとされています。

Q 3 消防法上、危険物とされる表1の石油類の貯蔵・取扱いにおいて、どのような規制が行われていますか。

A 3 消防法上「危険物」と定義されたからといって、どんなに少量でも非常に危険であるというわけではなく、ある程度まとまった場合に危険性が出てきます。消防法上、この量（危険性が法律で規制する必要があるレベルとなる量）を「指定数量」といい、危険物の規制に関する政令第1条の11に基づく別表第3において、その量が定められています。石油類の指定数量については、表2のとおり定められています。

Q 4 この指定数量に基づき危険物規制について教えてください。

A 4 危険物に関する消防法の規制は、「貯蔵・取扱い」と「運搬」に関するものに分けられます。貯蔵・取扱いでは、危険物が指定数量以上の場合には消防法により、また、指定数量未満の場合には市町村条例により規制されます。危険物の運搬に関しては、数量に関係なく消防法により規制されます。

この危険物規制の仕組みは図1のとおりです。

Q 5 危険物が指定数量以上と指定数量未満の場合では、消防機関への申請等の手続きはどのようになりますか。

A 5 指定数量以上の危険物を貯蔵又は取扱う場

合は、市町村長等（※）の許可を受けなければなりません。また、設置された貯蔵所等の位置、構造等を変更する場合も同様に許可が必要です。指定数量未満の場合は、許可は必要なく届出を行うことになります。

この申請等の手続きは、表3によります。
 ※ 消防本部及び消防署を設置している市町村の区域ではその区域を管轄する市長村長、これを設置していない市町村の区域の場合は、その区域を管轄する都道府県知事となる。

表1 危険物

種類	性質	品名	1気圧における引火点
第4類	引火性液体	1 特殊引火物	零下20度以下
		2 第1石油類（ガソリン等）	21度未満
		3 アルコール類	—
		4 第2石油類（軽油、灯油等）	21度以上 70度未満
		5 第3石油類（重油等）	70度以上 200度未満
		6 第4石油類 （ギヤー油、シリンダー油等）	200度以上 250度未満
		7 動植物油類	250度未満

表2 石油類の指定数量

種類	品名	指定数量
第4類	第1石油類（ガソリン等）	200L
	第2石油類（軽油、灯油等）	1,000L
	第3石油類（重油等）	2,000L
	第4石油類（ギヤー油、シリンダー油等）	6,000L

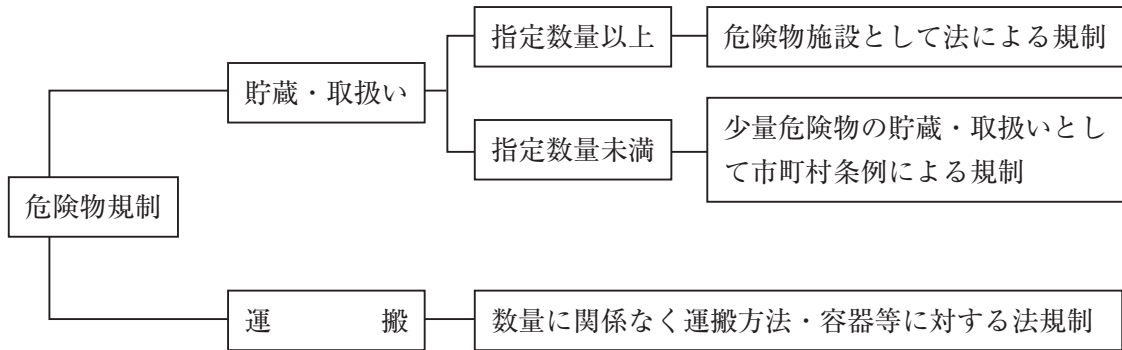


図1 危険物規制の仕組み

表3 危険物の申請等の手続き

貯蔵・取扱う数量	申請等の区分	申請等の種類
指定数量以上	・危険物施設の設置又は変更に係る許可申請 ・危険物施設の完成に係る検査申請	設置許可申請 変更許可申請 完成検査前検査申請（※） 完成検査申請
指定数量の1/5以上 指定数量未満	少量危険物等の届出	少量危険物等貯蔵・取扱い届出
指定数量の1/5未満	届出は不要	

※ 液体の危険物を貯蔵・取扱うタンク（容量が指定数量以上のもの）を設置又は変更する場合、完成検査を受ける前の工事の工程ごとに、完成検査前検査を受けることが義務づけられている。